



「営業秘密管理指針」 (令和 7 年 3 月 31 日改訂) の 主な改訂点

弁護士 [石川 裕彬](#)

第 1 改訂の経緯

営業秘密管理指針（以下「本指針」という。）は、「企業が営業秘密に関する管理強化のための戦略的なプログラムを策定できるよう、参考となるべき指針」として平成 15 年 1 月に策定されたもので、その後数回の改訂を経て平成 27 年に全面改訂され、平成 31 年 1 月に最終改訂が行われた。今回、約 6 年ぶりとなる令和 7 年 3 月に改訂が行われた。

今回の改訂では、昨今の情報管理のあり方や働く環境の変化、近時の法改正・裁判例を踏まえた考え方の整理を行うとともに、営業秘密該当性に関するさらなる明確化が行われている。

すなわち、近時では①多くの企業でテレワーク勤務が実施されるに至るなど、自宅等において営業秘密に触れる機会が増えていること、②派遣労働者が、営業秘密に接する機会も増えていること、③労働形態の多様化の流れの中で兼業・副業の動きも見られ、兼業先・副業先の営業秘密に接する機会が生じていること、④一方で、情報管理の手法については、クラウド技術・環境を前提とした管理が進むなど、企業における情報管理のあり方も変化している。

これらの動向を踏まえ、令和 7 年 3 月に本指針の一部が改訂された。

第 2 主な改訂点

1 営業秘密と民事上の措置・刑事罰との関係の明確化

「秘密管理性等の三要件の解釈については、民事上の要件と刑事上の要件とは同じものと考えられる。」（本指針 5 頁）と規定され、裁判例等¹を踏まえて、営業秘密の三要件の解釈に係る民事上の措置・刑事罰との関係が明確化された。

2 営業秘密以外での情報の保護

営業秘密に該当しない情報であっても、不正競争防止法に基づく限定提供データ（法第 2 条第 7 項）による保護やその他の法令による法的保護を受ける可能性があることが規定された（本指針 5 頁）。

3 本指針の対象となる「事業者」の範囲について明確化

本指針では、「企業」、「従業員」などといった民間企業を念頭に置いた記載となっているが、その内容は大学・研究機関における営業秘密の管理・保護においても十分に当てはまる旨規定された（本指針 6 頁）。これは、不正競争防止法において、「事業者」として大学が対象に含まれることを前提とした裁判例²が存在することや、研究機関に勤務する研究員による営業秘密に該当するとされる情報の持ち出しが問題となった事例も起きていること等を踏まえたものである。

4 営業秘密の三要件に関するさらなる明確化

（１）秘密管理性

ア 秘密管理性要件の趣旨

「従業員等」の定義が明確化された。すなわち、従業員や役員、取引相手先などを「従業員等」と定義し（本指針 7 頁）、また、「従業員」には、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」（いわゆる労働者派遣法）に基づく派遣労働者が含まれることが明記された（本指針 7 頁脚注 10）。

イ 秘密管理措置の対象者

秘密管理措置の対象者に関して、秘密管理性は、従業員全体の認識可能性も含めて客観的観点から定めるべきものであり、従業員個々が実際にどのような認識であったか否かに

¹ 名古屋地判令和 4 年 3 月 18 日平成 29 年（わ）427 号

² 東京地判平成 13 年 7 月 19 日判時 1815 号 148 頁

影響されるものではないという考え方が、裁判例等³を踏まえて明確化された（本指針 9 頁）。

ウ 秘密管理措置の程度

企業における管理実態を踏まえ、「秘密管理措置の程度」の中に、合理的区分を含めた考え方を入れ込むとともに、情報の性質（重要性）等に照らした秘密管理措置の程度について整理が行われた（以下に一部を抜粋）。また、「従業員及び役員に向けたもの」と「取引先に向けたもの」と項目を分けて記載がされた。

- 例えば、情報の性質に関して、当該営業秘密保有者にとって重要な情報であり、当然に秘密として管理しなければならないことが従業員にとって明らかな場合には、そうした従業員の認識を活用した管理が許されて然るべきであり¹⁶、会社のパソコン等へログインするための ID やパスワードなどにより秘密情報へのアクセスが制限されているといった程度の技術的な管理措置や、就業規則や誓約書において当該情報の漏えいを禁止しているといった規範的な管理措置で足りる場合もある¹⁷。

エ 典型的な管理方法

企業における管理実態を踏まえ、外部のクラウドを利用した場合における秘密管理措置に関して、「情報の内容・性質等からいって、当該営業秘密保有者にとって重要な情報であることが明らかな場合には、外部のクラウドにアクセスするために ID・パスワードなどが設定されているといった程度の技術的な管理措置や、就業規則や誓約書において当該情報の漏えいを禁止しているといった規範的な管理措置で足りる場合もある。」旨の記載が追記された（本指針 14 頁）。

オ 生成 AI における秘密管理性の考え方

企業における管理実態を踏まえ、生成 AI の利活用に関する具体例が追記された（以下に抜粋、本指針 18 頁及び脚注 23、24）。

³ 知財高判令和 3 年 6 月 24 日令和 2 年（ネ）10066 号

※注2 管理単位 C で秘密管理されている情報 α を生成 AI に利用している場合であって²³、その後、管理単位 C で当該生成 AI から当該情報 α が AI 生成物として生成・出力されることがあったとしても、当該情報 α が管理単位 C で秘密管理されているのであれば、管理単位 C で当該情報 α が生成・出力されたことの一事をもって、管理単位 C における秘密管理性が否定されることはないと考えられる²⁴。また、管理単位 D で当該生成 AI から当該情報 α が AI 生成物として生成・出力されることがあったとしても、当該情報 α が管理単位 C で秘密管理されているのであれば、管理単位 D で当該情報 α が生成・出力されたことの一事をもって、管理単位 C における秘密管理性が否定されることはないと考えられる。

²³ 例えば、AI の開発・学習段階において、学習用データを学習に利用して AI（学習済みモデル）を開発する場合などが想定される。

²⁴ ただし、当該企業にとどまらず、当該情報 α が当該企業以外の第三者（例えば、生成 AI 提供事業者等）に提供される場合は、秘密管理性が否定される場合もあり得る。

（2）有用性

近時の裁判例⁴を踏まえ、事業者の事業活動に利用されているのであれば、当該情報が公序良俗に反するなど保護の相当性を欠くような場合でない限り、有用性の要件が充足されるものであると考えられる旨の記載等が追記された（本指針 20 頁）。

（3）非公知性

ア ダークウェブに公表された場合

「第三者からのハッキング等により営業秘密が、ダークウェブに公表されたとしても、その一事をもって直ちに非公知性が喪失するわけではない。」と追記された（本指針 22 頁）。なお、ダークウェブとは、「一般的な方法ではアクセスできず、また検索エンジンで見つけることも不可能な Web サイトの総称を指す。」とされる（本指針 22 頁脚注 31）。

イ 公知情報の組み合わせ

「ある情報の断片が様々な刊行物に掲載されており、その断片を集めてきた場合、当該営業秘密たる情報に近い情報が再構成され得るからといって、そのことをもって直ちに非公知性が否定されるわけではない。」とされる（本指針 23 頁）。

ウ 進歩性（特許法第 29 条第 2 項）との関係

「不正競争防止法が営業秘密を保護する趣旨は、進歩性のある特別な情報を保護するこ

⁴ 東京地判令和 4 年 12 月 9 日令和 3 年（特わ）129 号、東京地判令和 6 年 2 月 26 日令和 4 年（特わ）2148 号

とにあるのではないから、当該情報が非公知の情報といえるための要件として「予想外の特別に優れた作用効果」を生じさせるものであることまでは要しない。」とされる⁵（本指針 23 頁）。

エ リバースエンジニアリングによって抽出可能な情報

「リバースエンジニアリングによって営業秘密を抽出できる場合、抽出可能性の難易度の差によって判断がわかれることになる。具体的には、誰でもごく簡単に製品を解析することによって営業秘密を取得できるような場合には、当該製品を市販したことによって営業秘密自体を公開したに等しいと考えられることから、非公知性を喪失すると考えられる。これに対し、特殊な技術をもって相当な期間が必要であり、誰でも容易に当該営業秘密を知ることができない場合には、当該製品を市販したことをもって非公知性を喪失するとはならない。」とされる（本指針 23 頁）。

第3 コメント

本指針の改訂点を踏まえて、今一度自社の秘密管理体制の見直しをすることが考えられる。特に、生成 AI における秘密管理性に関する考え方が示された点は、真新しい点であり、参考になると思われる。

⁵ 東京高判令和 4 年 2 月 17 日令和 3 年（う）1407 号参照

【執筆者】



石川 裕彬（弁護士）
hiroaki.ishikawa@iwatagodo.com

2010 年名古屋大学理学部物理学科卒業。
2014 年大阪大学法科大学院修了。2016 年弁護士登録。
2021 年～2023 年特許庁審判部審判課勤務。
理系出身、特許事務所での勤務を経て、弁護士に転身。
弁護士登録後は特許権侵害訴訟をはじめとする知的財産
案件を中心に、コーポレート案件、データ保護案件等を
取り扱う。

岩田合同法律事務所

1902 年（明治 35 年）、司法大臣や日本弁護士連合会会長を歴任した故・岩田宙造弁護士が「岩田宙造法律事務所」を創立したことに始まる、我が国において最も歴史のある法律事務所の一つです。創立当初より、我が国を代表する企業等の法律顧問として広範な分野で多数の企業法務案件に関与しております。弁護士 110 余名のほか、日本語対応可能な外国法事務弁護士（中国法、フランス法、米国法）も所属し、特別顧問として元金融庁長官中島淳一氏、特別招聘顧問として元最高裁長官大谷直人氏が在籍しております。

〒100-6315 千代田区丸の内二丁目 4 番 1 号 丸の内ビルディング 15 階
岩田合同法律事務所 広報： newsml@iwatagodo.com

※本ニュースレターは一般的な情報提供を目的としたものであり、法的アドバイスではありません。
また、その性質上、法令の条文や出展を意図的に省略している場合があり、また情報としての網羅性を保証するものではありません。個別具体的な案件については、必ず弁護士にご相談ください。